









令和7年度 7月22日開催分 ・大崎上島町農業委員会議事録 作成者 宇郷三恵

日 時	令和7年 7月22 (火) 午後1時30分	場 所	大崎上島町役場2階会議室
1. 出席 委員	文田秀也・下末典和・幸家真美・藤原孝一・中原幸太・岩崎太郎		
2. 欠席 委員	越田賢一		
3. 出席者 総 数	出席者 6名		
4. その他 出席者	事務局長 三村竜也 事務局 堤飛輪 農林水産係 川上優		
5. 議事録 署名委員	下末委員・幸家委員		
6. 担 当 推進委員	道林栄三・玉谷誠		
7. 提 出 議 題	<p>審議及び報告事項</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第5号 非農地証明申請について          議案第6号 非農地証明申請について          議案第7号 農地法に係る届出要件の改正及び様式の一部改正について</p>		
8.	議 事 内 容		
事務局	定刻になりましたので、7月の農業委員会を始めたいと思います。 それでは、よろしく申し上げます。		
議長	あいさつ 議事録署名人の選任ですが、下末委員と幸家委員にお願いします。 それでは、審議事項に入ります。 議案第1号農地法第3条の規定による申請について、事務局より説明をお願いしま		

	す。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを道林委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
道林委員	場所は11ページの航空写真を見てください。円山医院の上の山という感じで、車が入らない場所です。12ページの現地確認の写真の上側で、きれいにしてあるところですね。問題はないと思います。
議長	議案第1号について、質問等ありませんか。
文田委員	所有権の使用貸借なんですね。
幸家委員	父と息子でも使用貸借って何のためといいますか。
議長	譲受人が、今回新規就農者になるということで、その前に土地を持たないという関係ですね。
事務局	もともと、家と畑があったのをお父さんの名義にしているため、今回の申請になっています。今後は農地を持ってもいいです。
下末委員	車が入らないところなので、頑張って耕作してくれば、入りやすいところまで続けて畑を借りればいいのでしょうか、なかなか貸してくれないんですよ。
道林委員	全然車が入らないところなんですよ。モノラックでしか入れないし、下にある民家のところからしか入れない。もともとは3か所くらい入れる場所があったのですが、山になって入れなくなっている。隣の農地を耕作している人も、下からホースを引っ張って防除しているので、モノラックがなくなったら作れないですよ。そういうところですね。
文田委員	家についている畑なんですよ。家の隣ですね。
道林委員	家まで車が入らないので、細い道をよその家をまわって行くしかない。
文田委員	1年間頑張って耕作しているのでいいんじゃないですか。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第1号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第1号は許可と決定いたします。 続いて、議案第2号ですが、文田委員の案件ですので退室をお願いします。 (文田委員・退室) それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを7月10日に玉谷委員と現地確認しておりますが、本日は欠席ですので、事務局より説明いたします。 21ページの航空写真を見てください。下にあるのが親水公園で、そこから上がっていく道沿いの園地で、すでに柑橘が植わっており、問題はありません。もう1か所は、フルーツセンター文田の上にあり、現地確認の写真にもあるように、しっかり耕作されています。譲受人はすでに町内で農業をされていますし、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	議案第2号について質問等ありませんか。ないようですので議案第2号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

委員全員	挙手
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は許可と決定いたします。  (文田委員 入室・着席)</p> <p>続いて、議案第3号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎  (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明)  こちらを7月11日に大成委員と現地確認しておりますが、本日欠席ですので、事務局より説明いたします。</p> <p>33ページの住宅地図を見てください。場所は上の谷集会所から山側に上がったところ。現地確認の写真を見てください。すでに耕作管理されており、問題ないと思います。</p>
下末委員	野菜とか作るのですか。
事務局	申請にはブルーベリーと記載されていますね。福祉会は以前より農業もされているので、農業経験もあります。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第3号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は許可と決定いたします。</p> <p>続いて、議案第4号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について  農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎  (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明)  こちらを大成委員と現地確認しておりますが、事務局より説明いたします。</p> <p>44ページの航空写真を見てください。沖浦の農業開発センターがありますが、そこから道路を挟んで上がっていったところに申請地があります。5月の農業委員会で、畑と道路が農地となっているということで、非農地証明を出された場所で、分筆された農地部分です。耕作管理されており、問題はないかと思います。</p>
議長	議案第4号について質問等ありませんか。ないようですので議案第4号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号は許可と決定いたします。</p> <p>続いて、議案第5号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 非農地証明申請について  次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎  (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明)</p> <p>当該農地の状況ですが、7月10日に会長と職務代理と現地確認をしておりますので、事務局より説明いたします。まずは49ページを見てください。場所は東野小学校グラウンドから道を挟んだ山側にあり、実際に行くのは難しいので、手前の空き地から撮影しています。明らかに山林になっており、将来農地として使用するの難しい状況です。</p> <p>もう1か所は、52ページの住宅地図を見てください。古江の集会所から道を挟ん</p>

	だ斜め前にあります。竹林となっていたものを、近隣からの苦情により伐採し、防草シートで養生した状態です。その下にも竹の根が残存しており、農地として使用するのとは不可能と考えられます。ご審議の方、お願いします。
中原委員	非農地にした後、地目は何になるのですか。
幸家委員	農地ではないという証明なので、地目については土地家屋調査士が見極めて判断すると思います。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第5号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第5号は許可と決定いたします。 続いて、議案第6号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 場所は山林になっており、現地確認に行ける場所ではないため、航空写真にて確認しております。少なくとも45年以上耕作されていないということです。
議長	議案第6号について、質問等ありませんか。ないようですので議案第6号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第6号は許可と決定いたします。 続いて、議案第7号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地法に係る届出要件の改正及び様式の一部改正について 次のとおり、「軽微な農地改良」に係る届出において一部改正したいので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 7月22日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (資料に基づき説明) 前回の総会に諮りまして、ご指摘のあった箇所を修正しましたので、改めてお諮りいたします。 63ページをご覧ください。「軽微な農地改良」に係る届出についてということで、農業委員会からのお知らせ、どういう場合に該当するか記載されたものですが、2番目の、以下の要件に該当する場合は、軽微な農地改良には該当せず、一時転用許可が必要な農地造成工事になります。のところに(2)(3)と高さの項目を追記しました。盛土で高さが1メートルを超える崖が生ずる場合と、盛土で高さが2メートルを超える場合で、崖の定義ですが、30度以上の角度が付くと崖と定義されているようです。前回の農業委員会で、高さについても記載するほうが分かりやすいだろうということで、記載しました。こちらを今後の軽微な農地改良に係る届出については、様式として用いていこうと思っております。以上です。
議長	議案第7号について、質問等ありませんか。
文田委員	分かりやすくなったと思います。
事務局	高さが1メートルというのは皆さんの頭にあつたと思いますが、崖を生じない場合は2メートルだそうです。
中原委員	盛土でということですが、切土については。
事務局	盛土法に該当するものは、軽微な農地改良にはなりませんよということが言いたいことですね。
文田委員	切土で崩れるということがあまりないですね。
事務局	どちらにしても、農業委員会にご相談いただいて、軽微な農地改良にはなりません

	よと、一時転用を出して改良工事としてくださいとなるかと思ひます。細かい条件等ありますので、お知らせとひひますか、今まで盛土法との定義がずれていたので、それに合わせたお知らせを作ったとひひことです。																																			
議長	他に質問等ありませんか。ないようひひですひひので、議案第7号については承認することひひよろしいでしようか。																																			
委員全員	ひひ																																			
議長	それでは、議案第6号は承認ひひします。 審議事項は以上です。他に意見等ありませんか。ないようひひですひひので農業委員会を閉会ひひします。																																			
9. 議決及び 賛否の数	<table border="0"> <tr> <td>議案第 1号</td> <td>賛成</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 2号</td> <td>賛成</td> <td>4名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 3号</td> <td>賛成</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 4号</td> <td>賛成</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 5号</td> <td>賛成</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 6号</td> <td>賛成</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>議案第 7号</td> <td>承認</td> <td>5名</td> <td>反対</td> <td>0名</td> </tr> </table>	議案第 1号	賛成	5名	反対	0名	議案第 2号	賛成	4名	反対	0名	議案第 3号	賛成	5名	反対	0名	議案第 4号	賛成	5名	反対	0名	議案第 5号	賛成	5名	反対	0名	議案第 6号	賛成	5名	反対	0名	議案第 7号	承認	5名	反対	0名
議案第 1号	賛成	5名	反対	0名																																
議案第 2号	賛成	4名	反対	0名																																
議案第 3号	賛成	5名	反対	0名																																
議案第 4号	賛成	5名	反対	0名																																
議案第 5号	賛成	5名	反対	0名																																
議案第 6号	賛成	5名	反対	0名																																
議案第 7号	承認	5名	反対	0名																																
10. 閉会日時	令和7年 7月22日 (火) 午後14時05分																																			
11. 議事録 署名	<table border="0"> <tr> <td>議事録署名人</td> <td>岩崎 大 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議事録署名人</td> <td>下末 典和</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議事録署名人</td> <td>幸家 真美</td> <td></td> </tr> </table>	議事録署名人	岩崎 大 部		議事録署名人	下末 典和		議事録署名人	幸家 真美																											
議事録署名人	岩崎 大 部																																			
議事録署名人	下末 典和																																			
議事録署名人	幸家 真美	